

平成26年度 第1回 高鍋町福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

開催日時	平成27年2月23日（月） 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	高鍋町役場 3階 第3会議室
出席者 及び 欠席者	出席者：河野辰己会長、原田桂子副会長、吉本悟朗委員、 後口昌賢委員、淵之上律子委員、國村利広委員（谷口誠一）、 金田智之委員、岩切義信委員 事務局：高鍋町役場 健康福祉課（橋本係長、宮本主査） 欠席者：なし
会次第	1. 委嘱状交付 2. 開 会 3. 会長あいさつ 4. 委員紹介 5. 福祉有償運送について（制度説明） 6. 報告事項 （1）高鍋町福祉有償運送運営協議会設置要綱について 7. 議 事 （1）高鍋町福祉有償運送運営協議会協議指針（案）について （2）高鍋町の福祉有償運送について （3）申請に係る協議について 8. 閉 会
報告・ 協議内容	5. 福祉有償運送について（制度説明） 【事務局】 説明 【宮崎運輸支局】 補足説明 《質疑等なし》 6. 報告事項 （1）高鍋町福祉有償運送運営協議会設置要綱について 【事務局】 説明 《質疑等なし》 7. 議 事 （1）高鍋町福祉有償運送運営協議会協議指針（案）について 【事務局】 説明 【委 員】 5ページの別紙について。「運送の区域の減少」、「車両の種別の変更を伴う車両の入れ替え」及び「利用会員登録までの取扱」は、変更在先立ち調整・協議の必要な事項とした方が良いのではないかと。

	<p>【委員】 「運送の区域の減少」とは、例えば宮崎市で事業を行っている事業者が、高鍋町の利用希望者がおり高鍋町で新たに登録を行い運送。その後、高鍋町の利用者がいなくなり、高鍋町での登録の必要が無くなった場合のことである。</p> <p>【事務局】 「運送の区域の減少」及び「車両の種別の変更を伴う車両の入れ替え」については、変更在先立ち調整・協議の必要な事項に変更する。</p> <p>「利用会員登録までの取扱」については、新規の利用希望者が出てきた際に、1ページの「3運送の対象」のうち、ア要介護3以上の方、イ身体障害者手帳1級又は2級の所持者、ウ精神障害者保健福祉手帳の所持者、工療育手帳の所持者である場合。2ページの「4使用車両」のうち、ア寝台車、イ車いす車、ウ兼用車、工回転シート車の車両である場合。この2つのケースについては、事務局が本指針に基づきその可否を判断し、登録利用。登録後の初めての協議会にてその報告するというもの。その他の対象者や車両の場合は、通常どおり登録の前に事前に協議会にて協議を行うということである。</p> <p>【委員】 需要と供給のバランスもある。例えば、指針上で認められている要介護3の方で単独での公共交通機関の利用が困難な方が、10人～15人出てきたので事務局審査で登録し利用開始しましたとなった場合、需要と供給のバランスが変化しているので事前に協議会での議論が必要となると考える。</p> <p>【事務局】 新規の利用希望者が出てきた場合は、本人に利用開始までの時間がかかることを説明したうえで、事前に協議会にはかり協議いただくこととする。</p> <p>【委員】 2ページの「4使用車両(1)オ」に「セダン等（協議会が認める者の利用に限る）」とあるが、セダンを使う利用者は視覚障がい者のみであるので、視覚障がい者のみに限るとの表現が良いのではないか。</p> <p>【事務局】 知的障がい者や精神障がい者もセダンを利用する場合があるので、現在の記載のとおりとしたい。</p> <p>【委員】 了解。</p> <p>【委員】 3ページの「7福祉有償運送の対価(1)ア」に「タクシー料金のおおむね2分の1とする」とあるが、安全面や管理を考えると適正な価格設定での運送が必要ではないか。</p> <p>【委員】 福祉有償運送の成り立ちの話となるが、福祉タクシーなどがなかった時代に、NPO法人の無償による運送から始まって、福祉有償運送となっている。当時の考え方として</p>
--	---

は、市町村が移動の困難な方の輸送をどうするか考えた時に、タクシーではまかないきれないところについては、NPO法人等で対応していただけないかとなった。その際、タクシー事業の経営に支障のない程度の運賃というところから、タクシー料金の半額以下の運賃で始まったものである。

【委員】 身体障がい者は、車を自分で持っていない人が多い。高鍋では、3分の2は持っていないと思う。その人たちの移動手段はどうすれば良いのか。

【事務局】 公共交通機関を利用していただくことが基本となるが、指針の要件に該当する方で、単独での移動が困難と認められる方については、本協議会にて協議を行ったうえで福祉有償運送の対象となる。

【委員】 視覚障がい者は公共交通機関だけの移動となると時間が合わないなど非常に不便である。同行援護による移動の継続をお願いします。

《議事1については、変更点について修正することとし、承認された。》

(2) 高鍋町の福祉有償運送について

【事務局】 説明

【委員】 身体障がい者についてはサービス利用などのニーズが数値化されているが、それ以外のサービス利用などのニーズの数値を教えてください。

【事務局】 介護保険サービスー訪問介護（通院介助）は利用実績がない。障がい福祉サービスについて居宅介護（通院等介助）は、身体障がい者が2人、精神障がい者が1人で合計28時間の支給決定である。利用実績の数値は持ち合わせていない。移動支援については、身体障がい者が1人、知的障がい者が2人の利用実績があり、合計42時間の利用である。

【委員】 需要と供給のバランスの問題である。需要に対して供給側が足りていないから今回のNPO法人等による福祉有償運送が必要との議論となる。

【事務局】 介護保険サービスや障がい福祉サービスに係る部分で、認定調査時等の際に、対象者が通院などの移動の対応をどのように行っているか、家族による送迎であるのか、タクシー利用であるのかなどのニーズ把握は行っているが、介護保険3以上の方や身体・精神・知的の方の外出ニーズがそれぞれ何時間ありますといった数値化したものの提示は非常に困難である。同行援護については、11人の合計439時間/月の支給決定＝ニーズに対して、町内に2事業

所しかないこともあり、実績が185時間/月に限られている。少なくとも、視覚障害者については移動制約者として福祉有償運送の対象者と判断することができるのではないか。

【委員】 全体としてニーズの把握をする必要がある。限定された一部の対象者のニーズだけで高鍋町の福祉有償運送が必要とすることは困難。全体のニーズをある程度分かる範囲で推計する必要があるのではないか。

【事務局】 ニーズの推計について、全ての方にアンケートをとる事などは、対象者の数が非常に多いため困難。サービス利用者などの情報から推計することによろしいか。

【委員】 サービスを利用している中からの推計で可能と思う。

【会長】 身体障がい者のニーズは把握できているが、要介護3以上の方、精神・知的障がい者の方のニーズの整理を行ったほうが良いとの委員の意見。次回の協議会において、サービス利用者などから可能な限りのニーズの把握を行い再度協議することとする。

《次回協議会にて、再度協議を行うこととなった。》